

熊本市国民健康保険条例等の一部改正について

熊本市国民健康保険条例等の一部を次のように改正する。

熊本市長 大 西 一 史

熊本市国民健康保険条例等の一部を改正する条例

(熊本市国民健康保険条例の一部改正)

第 1 条 熊本市国民健康保険条例（昭和 5 0 年条例第 3 号）の一部を次のように改正する。

附則第 1 1 項中「特例基準割合（当該年の前年に）」を「延滞金特例基準割合（平均貸付割合（）」に、「の規定により告示された割合」を「に規定する平均貸付割合をいう。）」に改め、「(以下この項において「特例基準割合適用年」という。）」を削り、「当該特例基準割合適用年」を「その年」に、「特例基準割合に」を「延滞金特例基準割合に」に改める。

(熊本市介護保険条例の一部改正)

第 2 条 熊本市介護保険条例（平成 1 2 年条例第 5 号）の一部を次のように改正する。

附則第 6 条中「特例基準割合（当該年の前年に）」を「延滞金特例基準割合（平均貸付割合（）」に、「の規定により告示された割合」を「に規定する平均貸付割合をいう。）」に改め、「(以下この条において「特例基準割合適用年」という。）」を削り、「当該特例基準割合適用年」を「その年」に、「特例基準割合に」を「延滞金特例基準割合に」に改める。

(熊本市後期高齢者医療に関する条例の一部改正)

第 3 条 熊本市後期高齢者医療に関する条例（平成 2 0 年条例第 1 8 号）の一部を次のように改正する。

附則第 2 項中「特例基準割合（当該年の前年に）」を「延滞金特例基準割合（平均

貸付割合（」に、「の規定により告示された割合」を「に規定する平均貸付割合をいう。）」に改め、「(以下この項において「特例基準割合適用年」という。）」を削り、「当該特例基準割合適用年」を「その年」に、「特例基準割合に」を「延滞金特例基準割合に」に改める。

附 則

- 1 この条例は、令和3年1月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の熊本市国民健康保険条例附則第11項の規定、第2条の規定による改正後の熊本市介護保険条例附則第6条の規定及び第3条の規定による改正後の熊本市後期高齢者医療に関する条例附則第2項の規定は、この条例の施行の日以後の期間に対応する延滞金について適用し、同日前の期間に対応する延滞金については、なお従前の例による。

(提出理由)

地方税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第5号）及び所得税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第8号）の施行に伴い、所要の改正を行う必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。